

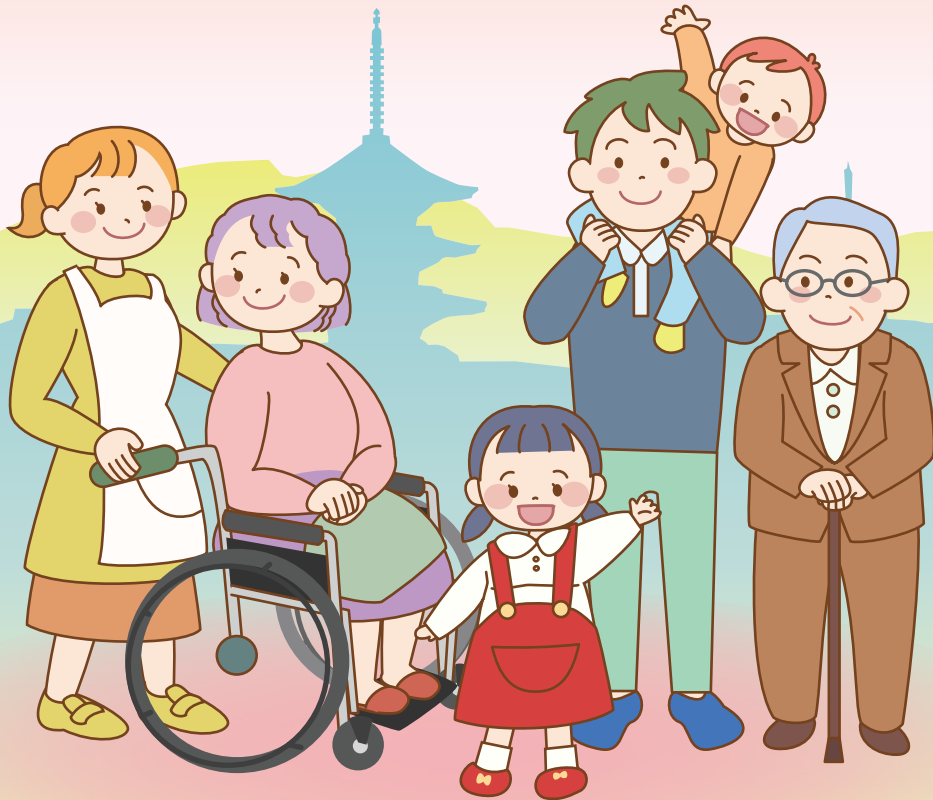
そうき はっけん たいおう
早期の発見・対応で

ふせ

しょうがいしゃぎゃくたい

防ごう! 障害者虐待

たが みと あ ささ く しゃかい む
～お互いに認め合い支えあって暮らす社会に向けて～



しょうがい かた ぎゃくたい ぜったい しょうがい
障害のある方への虐待は絶対にあってはならないことです。障害の

かた ぎゃくたい う じぶん ぎゃくたい
ある方は、虐待を受けていても、自分のされていることが虐待だと

にんしき じぶん い だ
認識できないことや、自分から言い出せないことがあります。

しょうがい かた ぎゃくたい ぼうし しゅうい ひと
障害のある方への虐待を防止するためには、周囲の人ができるだけ

はや ぎゃくたい め きづ ひつよう
早く虐待の芽に気付くことが必要です。

ぎゃくたい おも そうだん
虐待かな、と思うようなことがあれば、まず、ご相談ください。



京都市
CITY OF KYOTO

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法とは？

障害のある方への虐待は、障害のある方の尊厳や自立、社会参加をおびやかすものです。障害者虐待を防止し、障害のある方の権利・利益を守るため、「障害者虐待防止法（障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が制定されました（平成24年10月施行）。この法律では、虐待を受けた障害のある方の保護や支援、養護者への支援等について定められています。



たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、その他心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難な方（障害者手帳を取得していない場合も含まれます）。

しょうがいしゃぎゃくたい しゅるい 障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、障害者虐待を以下の3種類に分けています。

ようごしゃ しょうがいしゃぎゃくたい 養護者による障害者虐待

障害のある方の身の世話をし、金銭の管理などを行っている障害のある方の家族、親族、同居人による虐待をいいます。

しょうがいしゃふくししせつじゅうじしゃとう 障害者福祉施設従事者等による しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所の業務に従事する者による虐待をいいます。

しょうしゃ しょうがいしゃぎゃくたい 使用者による障害者虐待

障害のある方を雇用している事業主等による虐待をいいます。

しょうがいしゃぎゃくたい つぎ
障 害 者 虐 待 には次のようなものがあります。

しんたいてきぎゃくたい
身体的虐待

しんたい がいしょう あた あた ぼうこう くわ
身体に外傷を与えること,与えるおそれのある暴行を加えること,
せいとう りゆう しんたい こうそく
正当な理由なく身体を拘束すること

たと
[例えば]

- ひらてう なぐ むり た もの の もの くち い
・ 平手打ちをする, 殴る, つねる, 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる。
- しば つ いりようてき ひつようせい とうやく うご
・ いすやベッドに縛り付ける, 医療的に必要性のない投薬によって動きを抑制する, つなぎ服を着せる など

せいてきぎゃくたい
性的虐待

こうい こうい
わいせつな行為をすること, わいせつな行為をさせること

たと
[例えば]

- せいき せつしよく せいてきこうい きょうよう
・ 性器への接触, 性的行為を強要する
- はだか など
・ 裸にする, キスする など

しんりてきぎゃくたい
心理的虐待

いちじる ぼうげん いちじる きよげつてき たいおう ふとう
著しい暴言, 著しく拒絶的な対応や不当な
さべつてきげんどうなど いちじる しんりてきがいしょう
差別的言動等によって著しい心理的外傷を
あた
与えること

たと
[例えば]

- しょうがい かた
・ 「バカ」「あほ」など障害のある方を侮辱する言葉を浴びせる
- ど な わるくち い
・ 怒鳴る, ののしる, 悪口を言う
- なかま い いとてき むし など
・ 仲間に入れない, 意図的に無視する など



ほうき ほうにん
放棄・放任

すいじゃく いちじる げんしよく ちようじかん
衰弱させるような著しい減食, 長時間の
ほうち どうきよにん ぎゃくたい ほうち
放置, 同居人による虐待を放置すること

たと
[例えば]

- しょくじなど せ わ
・ 食事等の世話をしない
- にゅうよく よご ふく き つづ
・ 入浴させない, 汚れた服を着させ続ける,
かみ つめ の ほうだい
髪や爪が伸び放題
- ひつよう ふくし いりよう う
・ 必要な福祉や医療サービスを受けさせない など

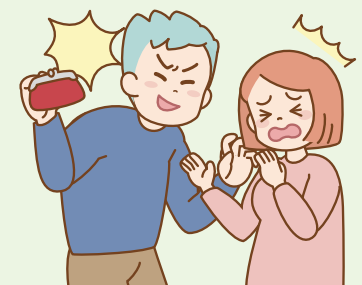


けいざいてきぎゃくたい
経済的虐待

ざいさん ふとう しょうぶん た ふとう
財産を不当に処分すること, その他不当に
ざいさんじょう りえき え
財産上の利益を得ること

たと
[例えば]

- ふとう ざいさん よちよきん かんり しょうぶん
・ 不当に財産や預貯金を管理・処分する
- にちじょうせいかつ ひつよう きんせん わた など
・ 日常生活に必要な金銭を渡さない など



しょうがいしゃぎゃくたい そうきはっけん 障害者虐待の早期発見のために

しょうがい 障害のある方が自ら^{かた みずか}虐待を受けていることを訴えることができない場合や^う虐待をしている人にその^{じかく}自覚がない場合があります。虐待を^{ばあい}早期に発見し、^{ぎゃくたい そう き はっけん}適切な支援に繋げるため、^{てきせつ し えん つな}小さな兆候を見逃さないことが^{ちい ちょうこう}重要です。

しょうがいしゃぎゃくたい き 障害者虐待に気づくためのチェックリスト

- ※^{ふくすう あ}複数に当てはまる場合は、^{ばあい}虐待の疑いがそれだけ濃いと判断できます。
- ※^{はんだん}これらはあくまで例示ですので、完全に当てはまらなくても虐待がないと判断せず、^{るいじ}類似のサインにも注意深く目を向ける必要があります。

身体的虐待のサイン しんたいてきぎゃくたい	^{しんたい ちい きず ひんぱん} 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
	^{ふと うちがわ じょうわんぶ うちがわ せなか きず} 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる。
	^{かいふくじょうたい さまざま だんかい きず} 回復状態が様々な段階の傷、あざがある。
	^{あたま かお とうひなど きず} 頭、顔、頭皮等に傷がある。
	^{しり て せなかなど やけど やけど あと} お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある。
	^{きゅう} 急におびえたり、こわがったりする。
	^{「こわい」 いや しせつ しょくば い} 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない。
	^{きず せつめい あ} 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
	^{て あたま かっこう} 手をあげると、頭をかばうような格好をする。
	^{ひょうじょう きゅう ふあん ふる} おびえた表情をよくする。急に不安がる。震える。
	^{じぶん あたま とつぜん な だ} 自分で頭をたたく。突然泣き出すことがよくある。
	^{い し ほけん ふくし たんとうしゃ そうだん ちゅうちよ} 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する。
	^{い し ほけん ふくし たんとうしゃ はな ないよう へんか} 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。



性的虐待のサイン せいてきぎやくたい	ふし ぜん ある かた ざ い たも こんなん 不自然な歩き方をする。座位を保つことが困難になる。
	こうもん せい き しゅつけつ きず 肛門や性器からの出血，傷がみられる。
	せい き いた うった 性器の痛み，かゆみを訴える。
	きゅう 急におびえたり，こわがったりする。
	しゅうい ひと からだ 周囲の人の体をさわるようになる。
	ひわい ことば はっ 卑猥な言葉を発するようになる。
	め さ ひとり へ や ひと目を避けたがる，一人で部屋にいたがるようになる。
	い し ほけん ふくし たんとうしゃ そうだん ちゅうちよ 医師や保健，福祉の担当者に相談するのを躊躇する。
	ねむ ふ き そく すいみん ゆめ 眠れない，不規則な睡眠，夢にうなされる。
	せい き じぶん 性器を自分でよくいじるようになる。

心理的虐待のサイン しんりてきぎやくたい	かきむしり，かみつきなど攻撃的な態度がみられる。
	ふ き そく すいみん ゆめ ねむ きょうふ か ど すいみん 不規則な睡眠，夢にうなされる，眠ることへの恐怖，過度の睡眠などがみられる。
	しんたい いしゆく 身体を萎縮させる。
	おびえる，わめく，泣く，叫ぶなどパニック症状を起こす。
	しょくよく へんか はげ せつしょくしょうがい かしょく きましょく 食欲の変化が激しい，摂食障害（過食，拒食）がみられる。
	じしょうこうい 自傷行為がみられる。
	むりよくかん な ようす かお ひょうじょう 無力感，あきらめ，投げやりな様子になる。顔の表情がなくなる。
	たいじゅう ふし ぜん ふ 体重が不自然に増えたり，減ったりする。

放棄・放任のサイン ほうき ほうにん	しんたい いしゅう よご かみ つめ の きたな ひ ふ かいよう 身体から異臭，汚れがひどい髪，爪が伸びて汚い，皮膚の潰瘍。
	へ や いしゅう きょくど らんざつ かん ほうち 部屋から異臭がする，極度に乱雑，ベタベタした感じ，ゴミを放置している。
	ずっと同じ服を着ている，汚れたままのシーツ，濡れたままの下着。
	たいじゅう ふ か し た 体重が増えない，お菓子しか食べていない，よそではガツガツ食べる。
	か ど くうふく うった えいようしつちょう み と 過度に空腹を訴える，栄養失調が見て取れる。
	びょうき かぞく じゅしん きよひ じゅしん すす い けほい 病気やけがをしても家族が受診を拒否，受診を勧めても行った気配がない。
	がっこう しょくば で 学校や職場に出てこない。
	しえんしゃ あ はな 支援者に会いたがらない。話したがらない。

経済的虐待のサイン けいざいてきぎやくたい	はたら ちんぎん え まず み かね つか ようす 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない。
	にちじょうせいかつ ひつよう きんせん わた 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
	ねんきん ちんぎん かんり ほんにん し 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。
	サービスの利用料や生活費の支払ができない。
	しさん ほゆうじょうきょう せいかつひょうきょう らくさ げ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい。
	おや ほんにん ねんきん かんり ゆうきょうひ せいかつひ つか 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える。

※市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（平成30年6月）より引用

「虐待される人」「虐待してしまう人」の 両方を救うために

「虐待かな?」と思ったら、ひとりで抱え込まずに、まずは相談窓口にご相談ください。

※障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した者は、速やかに通報しなければならないことが規定されています。

※通報・相談した方に関する秘密は守られます。

虐待通報・届出への対応

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障害のある方からの届出があった場合は、各区役所・支所保健福祉センター等の職員が、障害のある方の安全を最優先に、障害のある方やその家族の方等への支援を行います。

障害者虐待への対応

・通報・届出をいただいた方から、虐待の状況、障害のある方や養護者（家族）の状況を分かる範囲でお聴きし、事実確認等を行ったうえで、支援方法等を検討します。



・虐待の再発を防ぐために、虐待に至った状況や課題を解決するよう、関係機関と連携し支援を行います。

・障害のある方の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、安全確保のため、必要に応じて、障害のある方を保護し、養護者との分離を行います。

・障害のある方の生命等に重大な危険が生じているおそれがないときでも、障害のある方が、地域で自立した生活を営むことができるよう、適切な障害福祉サービスの利用等の支援を行います。

養護者（家族等）への支援

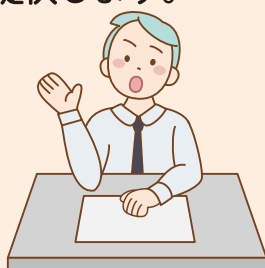
障害者虐待では、虐待をしている養護者も何らかの支援が必要な状態にあることがあります。虐待の要因となっている家庭内の状況にも目を向けた支援を行います。

・養護者の介護負担の軽減

介護負担が虐待の要因となっている場合には、養護者へのカウンセリングの実施や、障害のある方への障害福祉サービスの見直し等により、介護負担を軽減します。

・介護の知識や技術に対する正しい理解

養護者が介護に関する正しい知識や技術を習得できるような情報を提供します。



・専門的な支援

養護者自身が、障害等により支援を必要としている場合や、経済的な問題を抱えている場合等は、それぞれに適切な対応を図るため専門機関等の支援に繋がります。

成年後見制度を知っていますか？

成年後見制度は、知的障害や精神障害等で判断能力が十分でない方の権利を保護するための制度です。

成年後見人等が、障害のある方等に代わって不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ等の支援を行うことにより、障害のある方の権利を守ります。成年後見制度の利用に関することは、京都市成年後見支援センターにお問い合わせください。



京都市成年後見支援センター

電話 075-354-8815 ファックス 075-354-8742
受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後9時
日曜日・祝日 午前9時～午後4時30分
※毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始は休み

また、障害のある方本人に身寄りがない場合等は、市長による成年後見制度利用の申立ての制度があります。詳細は、障害のある方本人のお住まいの行政区の各区役所・支所障害保健福祉課（次ページ参照）へご相談ください。

しょうがいしゃぎゃくたい かん そうだん 障害者虐待に関する相談は

○ ようごしや しょうがいしゃぎゃくたい 養護者による障害者虐待

お住まいの区の区役所・支所の保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課で受け付けています。（右京区京北地域にお住まいの方は、右京区役所京北出張所）

区役所・支所・京北出張所	TEL	FAX
きたくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	432-1285	451-0611
かみぎようくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	441-5121	432-2025
さきようくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	702-1131	791-9616
なかぎようくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	812-2594	822-7151
ひがしやまくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	561-9130	531-2869
やましくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	592-3479	592-3059
しもぎようくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	371-7217	351-9028
みなみくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	681-3282	691-1397
うきようくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	861-1451	861-4678
うきようくやくしよ けいほくしゅつちようじよ 右京区役所京北出張所	保健福祉第一担当	852-1815
	保健福祉第二担当	852-1816
にしきようくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	381-7666	393-0867
にしきようくやくしよ らくさいしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	332-9275	332-8186
ふしみくやくしよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	611-2392	611-1166
ふしみくやくしよ かくさししよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	642-3574	641-7326
ふしみくやくしよ だいにししよ ほけん ふくし 障害保健福祉センター	571-6372	571-2973

○ しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしやと う しょうがいしゃぎゃくたい 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

施設種別	部署	TEL	FAX
しょうがいしゃ そうごう しえん ほう 障害者総合支援法に基づく しょうがいしゃ ふくし しせつ など 障害者福祉施設等	ほけん ふくし きょく 保健福祉局 しょうがい ほけん ふくし すいしん しつ 障害保健福祉推進室	222-4161	251-2940
じどう ふくし しょう 児童福祉法に基づく しょうがい じふくし しせつ など 障害児福祉施設等	こ わかもの きょく 子ども若者はぐくみ局 こ わかもの みらい ぶ 子ども若者未来部 こ かてい しえん か 子ども家庭支援課	746-7625	251-1133

○ しょうしや こようぬし など しょうがいしゃぎゃくたい 使用者(雇用主等)による障害者虐待

部署	TEL	FAX
ほけん ふくし きょく しょうがい ほけん ふくし すいしん しつ 保健福祉局障害保健福祉推進室	222-4161	251-2940
きょうと ふしやうがいしや こうれいしや けんりようごしえん 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	414-4607	414-4597